

第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員—地方裁判所

事 件	総 数	有 罪	執行猶予		無 罪	免 訴	公 訴 棄 却	管 轄 違 い	そ の 他	同 一 被 告 人 に 関 する 事 件 の 併 合	
			うち 執行 猶 予	うち 保 護 観 察							
通常第一審	72 115	51 389	a) 1 29 344		2 820	109	-	119	1	884	19 613
うち裁判員1)	...	1 195	207	119	7	-	-	...	
再 審	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

a) 売春防止法第17条の規定による補導処分が付された人員で内数である。
 1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。
 注) 「通常第一審」の有罪人員のうち、没収を言渡された人員は6,774人、追徴を言い渡された人員は381人である。

第10表 刑事訴訟事件の種類及び審理期間別未済人員—地方裁判所

訴訟事件のうち、表側掲記の事件を調査の対象とし、期間は当審受理の日からの審理期間である。

事 件	総 数	合 議		単 独	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年 を も 超 え る
		法 定	裁 定							
通常第一審	21 260	2 083	1 377	17 800	8 724	7 040	2 898	1 664	672	262
うち裁判員1)	1,303	156	337	393	278	101	38
再 審	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件（裁判員裁判の対象事件に併合した対象事件以外の事件を含む。）の未済人員である。